

## はじめに

近年、油流出事故は減少傾向で推移していますが、それでも毎年数百件発生し、その一部で油が沿岸や漁場に襲来して漁業をはじめ産業、観光等に多くの被害を生じさせています。

油流出事故が発生した場合、被害を防止ないし軽減させるためには、適切な初期防除が特に有効です。海で働き被害を受ける人々には、海岸や漁場を自衛することが求められます。また防除の現場では、そこに居住し、仕事の場とし、さらにその海域に精通した、海で働く人々の活動が常に期待されています。このため、流出油、防除資機材、防除方法について知識を広め、事故発生時の防除体制を整えておくことは非常に重要なこととなります。

本書では、主に少人数で簡単に作業できる油防除手法について説明します。

本書により流出油に即応するための基礎知識の涵養と手軽な資機材の共同備蓄が推進されるとともに、適切な防除訓練に貢献することを期待します。

なお、海面での防除資機材の実際の使用法については、当基金で作成したビデオ「油の種類と防除資機材 / 簡単に効果的な油防除・回収の方法（平成16年3月発行）」を参照して下さい。

## 1. 流出油事故を発見したら

### (1) 通報

#### 通報内容

いつ、どこで	時分、目標物、海岸位置、河川、運河等
どうして	給油中、船舶から、内陸企業、原因不明等
どんな油が	油種、軽質油、重質油、廃油、食用油等
どれほど	流出油拡散範囲 幅×長さ
どの方向へ	流れ方向（風または潮流）

#### 油の種類（参考1参照）

原油を精製して作られた油でよく使用されるものは、粘度の低い（粘りけが少ない）方からガソリン、灯油、軽油、A重油、潤滑油、C重油です。

このうち、ガソリン、灯油、軽油（非持続性油といいます。）及び原油は引火点が低く火災発生のおそれや健康に被害をもたらすことがあるので、危険範囲を定めて立ち入りを禁止し蒸発を待ちます。

重油、潤滑油及び蒸発が終わった原油（持続性油といいます。）は、海岸や養殖施設に漂着すると環境被害が発生するので、漂着のおそれがある場合は適切な防除が必要です。

#### 通報先

海上保安部(署)、港湾・漁港・河川管理者、県、市、町、村、消防署、漁業協同組合

### (2) 引火性流出油への対応

大声で油流出船舶及び岸壁周辺に流出油事故発生を知らせ、注意を喚起します。

風向、潮流を判断し、可能であれば風上からガス検知を行います。

携帯電話等で引火性事故発生を通報先へ知らせます。

### (3) 注意事項

#### 確認

原因者が船舶である場合、タンカーや貨物船等の船種、P & I（船主責任）保険の加入の有無を確認します。

また、事故対策本部から作業要請があるか、船主等と（独）海上災害防止センターとの間で油防除等の委託契約がなされているかどうかの確認も必要です。作業に当たっては、処理事業費請求に備えるため、使用資機材の明細と証拠書類及び写真を整備しておきます。

#### **現認書と記録（参考5参照）**

相手船の加入しているP &（船主責任）保険等から連絡が無い場合に、現場で実行すべきことは、相手船の船長から現認書を取り付けることです。船長は、国外においては、船主を代理する権限を有しています（商法第713条）。

当該現認書は、「油濁事故発生の確認」及び「事故の責任が当該船舶にあることの確約」をさせるものですが、その場で後者について認めさせるのは困難と考えられますので、事故発生の事実確認だけでもさせます。

現場の写真、ビデオ等を撮ったり事故状況のスケッチ等をおきます。この場合、撮影日時・撮影場所・撮影者を記録しておきます。

事故発生当初から事故に関する資料は、全て保存しておく必要があります。いうまでもありませんが、人間の記憶は時間の経過と共に薄れてしまいます。事故当初に、はっきりした記憶があったのに、時間の経過とともに散逸してしまうことはよくあります。油防除に出動した船舶数・人数及び被害の程度・数量等を具体的に記録しておいて下さい。

#### **（財）漁場油濁被害救済基金の支援（参考6参照）**

漁場油濁被害が発生し、原因者が不明の場合や、原因者による防除措置・清掃作業等が行われず原因者による被害救済などが行われない場合、被害漁業者等は（財）漁場油濁被害救済基金から支援を受けることができます。

##### **原因者が不明の油濁事故**

漁場油濁被害救済金の支給、防除措置または清掃事業に要した費用の支弁

##### **原因者による防除措置及び清掃作業が行われない油濁事故（平成18年度末まで）**

漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用の支弁

（限度額：1事故1都道府県当たり1,500万円）